

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

パワーエレクトロニクスを通じて社会に貢献し、企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、絶えず体制と機能の向上を図っております。当社におけるコーポレート・ガバナンスは、広範なステークホルダーからの要請事項を踏まえつつ、多様化・複雑化を続けるグローバルビジネスにおいて適時適切な対応を可能とし、かつ、透明性・公正性を確保した上で、迅速・果断な意思決定を実現するための仕組みであると認識しております。このために必要となる施策を実施するとともに、説明責任を果たし、広範なステークホルダーとの積極的な対話を行うことで、さらなるコーポレート・ガバナンスの向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

・政策保有に関する方針

当社では、取引先等との事業上の関係を維持・強化し、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、取引先等の株式を保有することがあり、取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断することとしております。取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、取引関係の維持・強化等によって得られる効果等を総合的に勘案し、中長期的な観点から政策保有株式を保有することの合理性を検証します。政策保有株式として保有することの合理性が認められない場合には、当該株式の保有を縮減することとしております。

・議決権行使基準について

政策保有株式の議決権行使につきましては、適切なコーポレートガバナンス体制の強化や株主価値の向上に資するものか否か、また、当社への影響等の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断し、適切に行行使します。また、必要に応じ、提案の内容等について発行会社との対話を行うこととしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規程において、当社と役員との間で直接取引を行う場合には、その取引内容等を説明の上、取締役会の承認を得なければならない旨を定めるとともに、その承認後も当該取引の状況等に関し、取締役会に報告しなければならない旨を定めております。

【補充原則2-4-1 多様性確保に向けた考え方、目標等】

当社では、国籍や性別等に関係なく、多様なバックグラウンドをもつ人材の採用を推進し、女性活躍だけでなく、シニア社員の活用等、組織変革の土台として人材基盤の強化を図っています。

女性管理職の増加に向けた人材育成として、国内グループ各社共同の選抜教育・研修を行い、女性が活躍できる企業を目指しております。現在の女性管理職比率は5.8%となっており、2025年度連結長期KPIとして女性管理職比率13%を設定しております。

なお、外国人、中途採用者については具体的な比率を設定していませんが、以下の取り組みを通じた人材の多様性向上を図っております。

外国人の採用では、日本への留学生及び海外現地人材の採用を強化し、将来の管理職を担う中核人材候補としての育成を目指し、日本と海外における仕事観やキャリアアップ等のギャップに留意した丁寧な指導・育成を行っており、これらを今後も継続してまいります。

中途採用者につきましては、早期の職場定着と即戦力として活躍できる環境の整備を進めております。その結果、現在の管理職における中途採用者の比率は約3割となっており、今後も継続してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金の運用は、経理等の業務に関わる者から選出された会社側委員と労働者側から選出された委員で資産運用委員会を構成しております。同委員会では、目標達成のために設定した政策的資産構成割合に沿った運用を行う体制を構築しており、運用状況については、随時、運用受託機関のモニタリングを行い、目標との大幅な乖離が想定される場合には、随時、委員会を開催し見直しを行う等の対応を実施しています。

こうした委員会の構成・運営により、当社と企業年金の受益者との利益相反について、適切に管理・監督する仕組みを構築しています。また、当社は、企業年金の運用の専門性を高め、運用受託機関に対するモニタリング機能を発揮できるよう、適切な資質を持った人材の登用・配置並びに教育機会の提供に努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

()経営理念、経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトに掲載しております経営理念、経営ビジョン並びに第108期有価証券報告書 第2【事業の状況】、1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】をご参照下さい。

<https://www.sanken-ele.co.jp>

https://www.sanken-ele.co.jp/corp/tousika/houkoku_yuuka.htm

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ウェブサイトに掲載しております第108期有価証券報告書 第4【提出会社の状況】、4【コーポレート・ガバナンスの状況等】をご参照下さい。
https://www.sanken-ele.co.jp/corp/tousika/houkoku_yuuka.htm

()役員報酬の決定方針と手続について

役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、役員報酬制度(業務執行役員を対象とする報酬制度)を、コーポレート・ガバナンスにおける重要事項と認識し、以下を基本的な考え方としております。

- ・優秀な人材の確保に資すること
- ・役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること
- ・当社の企業価値向上と持続的成長に向けた動機付けとなること
- ・報酬決定の手続きに透明性と客観性が担保されていること

その他詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております第108期有価証券報告書 第4【提出会社の状況】、4【コーポレート・ガバナンスの状況等】、(4)【役員の報酬等】をご参照下さい。

https://www.sanken-ele.co.jp/corp/tousika/houkoku_yuuka.htm

()役員等の選任・指名の方針と手続について

取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、取締役会メンバーとして当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であると考えております。また、取締役会の独立性・客観性を担保するためには、独立社外取締役の過半数選任等、取締役会としての独立性に加え、ジェンダーや知識・経験・能力といった観点での多様性を確保することも重要であると考えております。こうしたことを踏まえ、当社では、戦略的な方向付けのため、当社の事業やその課題等に精通する者を業務執行取締役の候補者として指名することとし、社外取締役の候補者については、独立性と多様な知見・バックグラウンドを有し、客観的な立場から業務執行の妥当性確保に寄与頂ける方、企業価値向上につながるアドバイス等が期待できる方を指名することとしております。監査等委員である取締役の候補者については、当社の監査・監督に必要な能力、経験、知見を有し、経営の健全性確保に寄与できる方を指名することとしております。執行役員を選任については、職務執行能力、人格、経営参画者としての資質等の観点から評価し、特に優れている者を選任することとしております。また、執行役員の解任を含めた処分については、「執行役員規程」に不適格事由・禁止事項を規定しており、これに該当した場合に取締役会で決定することとしております。

上記の方針に基づき、取締役候補者及び執行役員については、過半数の独立社外取締役で構成される任意の指名委員会に諮問し、同委員会での審議を経た後、同委員会からの答申内容を最大限尊重したうえで、取締役会において決定いたします。また、監査等委員である取締役の候補者については、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定いたします。

()取締役候補者の選任・指名の理由(解任が生じた場合はその理由)につきましては、株主総会招集通知に記載し、開示いたします。

【補充原則3-1-3 サステナビリティへの取組み等】

当社グループのサステナビリティに関する取組みは、2020年にSDGsを経営に取り込み、重点課題(マテリアリティ)を「本業(省エネ・高効率化)の推進によるCO2の削減」と「事業活動を通じた環境負荷の低減」と定め、グローバルな環境・社会課題の解決と産業・経済・文化の発展に寄与する企業を目指して活動を行っております。また、これらの活動を支える動きとして「働きやすさの価値創造」を目指し、安心・安全な職場の実現や柔軟な働き方への志向、そして社員の健康の向上を図っております。こうしたサステナビリティへの動きを一層活発化させるため、2021年10月にサステナビリティ委員会を設置以来、ESG経営としての施策の明確化・指標化を行うなど、推進体制の整備を実施しております。

また、当社グループでは、「半導体をコアビジネスにパワーエレクトロニクスとその周辺領域の省エネ・高効率化製品の開発・生産・販売を通じて、国際社会の発展に寄与」することをグループCSR基本方針のひとつとして掲げています。持続可能な社会環境を実現するためには、気候変動への対応が重要課題であると認識しており、国内外のサステナビリティ開示で広く利用されている「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の提言に沿った取組み並びに情報開示を進めております。

詳細につきましては、第108期有価証券報告書 第2【事業の状況】、2【サステナビリティに関する考え方及び取組】をご参照下さい。

https://www.sanken-ele.co.jp/corp/tousika/houkoku_yuuka.htm

知的財産については、企業の安定的な成長を実現するための経営資源と位置付けており、特許推進リーダー制度による発明発掘といった知的財産創出の仕組み等を通じ、事業戦略及び製品開発戦略上重要な技術について、積極的な特許出願、特許権取得を進めております。現在または将来における当社の主力マーケットとなる、日本を含むアジア地域及び欧米諸国を中心に国内外で特許を保有しております。技術ノウハウについては、ブラックボックス化(秘匿管理)を徹底し、他社との事業協業等により生産プロセス等の重要技術が社外に流出しないよう努めております。更に、知財教育の充実による従業員の啓発や、製品開発に当たって第三者の知的財産権の調査を積極的に実施することで、他社の知的財産権を侵害しないように努めております。

【補充原則4-1-1 取締役会から経営陣に対する委任範囲の概要】

取締役会で決議すべき重要な業務執行等については、取締役会規程に基づき、取締役会で審議・決定することとしております。執行役員に対する業務委任については、取締役会での審議を経て決定しており、その委任範囲、責任と権限は、組織権限及び業務分掌に関する規程により明確に定められております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

上記のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、現在当社では6名の独立社外取締役(監査等委員である社外取締役2名を含む。)を選任しており、取締役会において独立社外取締役が過半数となっております。これにより客観的かつ中立的な経営監視機能が確保されているものと考えております。今後につきましても、ステークホルダー並びにコーポレート・ガバナンスに係る社会的な要請等を総合的に勘案した上で、当社における適切な体制の検討を継続してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、取引関係の有無・重要性など、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が発生するおそれがない人物であること並びに取締役会への貢献が期待できる人物であることを、独立社外取締役の候補者選定基準としております。

【補充原則4-10-1 指名委員会・報酬委員会】

当社では、取締役の指名及び報酬の適切性、透明性向上のため、任意の取締役会の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。2025年3月期における指名委員会及び報酬委員会の構成等は次の通りであります。

【指名委員会】

委員長を社外取締役とし、委員の過半数が社外取締役となっております。

委員長： 平野 秀樹(社外取締役)

委員： 藤田 則春(社外取締役)、山田 隆基(社外取締役)、高橋 広(代表取締役社長)

開催回数： 4回開催

指名委員会は、社外取締役過半数により構成されており、議長は社外取締役が務めております。同委員会では、代表取締役、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、代表取締役社長の後継者の候補者やその育成計画、取締役及び執行役員の選任等について審議の上、その結果を取締役会に対して答申いたします。

当事業年度における主な審議内容は、取締役会のあり方や方向性と、それを踏まえた取締役会の構成等について議論するとともに、社長の後継者人材の要件を確認いたしました。また、スキルマトリックスを活用した育成計画の妥当性について審議を行いました。

【報酬委員会】

委員長を社外取締役とし、委員の過半数が社外取締役となっております。

委員長： 平野 秀樹(社外取締役)

委員： 山田 隆基(社外取締役)、生越由美(社外取締役)、菅原万里子(社外取締役)、高橋 広(代表取締役社長)、川嶋 勝巳(取締役コーポレートデザイン本部長)

開催回数： 4回開催

報酬委員会につきましても、社外取締役過半数により構成されており、議長は社外取締役が務めております。同委員会では、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役及び執行役員の報酬制度の在り方、個人別の報酬等を審議の上、監査等委員でない取締役及び執行役員に関する内容の協議結果について取締役会に答申いたします。

当事業年度における主な審議内容は、業績連動報酬に係るレビュー、指標の見直しに関する審議、企業価値向上に向けた役員報酬における課題や検討項目の意見交換を行い、役員報酬額について取締役会への答申内容を決定いたしました。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会の人数は、グループ経営に求められる実効性ある経営体制と取締役会における実質的な議論を確保するため、必要かつ適切な人数で構成することを基本的な考え方としております。また、女性社外取締役を選任するとともに、企業経営の知見や海外経験を有する方、弁護士資格を有する方や財務会計の知見を有する方を社外取締役として選任するなど、多様性と専門性の確保についても努めております。取締役の選任に関する方針・手続につきましては、上記の原則3-1()に記載の通りです。

当社では、経営戦略に照らして取締役会全体として必要なスキルが備わっているかとの観点からの検討を行うため、定時株主総会後の新役員体制におけるスキルマトリックスを作成し、取締役会において内容の審議を行いました。このスキルマトリックスにつきましては、定時株主総会招集通知に記載し開示しております。また、社外取締役には、経営環境の変化を経営戦略に反映させるために重要な役割を果たすことが求められていることを踏まえ、当社では企業経営経験を有する社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社役員の兼任状況】

当社取締役の上場企業役員の兼任状況は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。現在の兼任状況、当社取締役会への出席状況等から見て、当社役員としての役割・責務を果たすために必要となる時間・労力は十分確保されていると考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価並びにその結果の概要】

・評価の方法

2025年2月～3月に、取締役会の実効性を評価するため、全ての取締役を対象に(1)取締役会の機能・構成、(2)取締役会の運営、(3)社外役員に対する情報提供、(4)前年からの改善状況、(5)総合評価についてのアンケートを配布するとともに、社外役員に対するインタビューを実施し、アンケートの集計・分析結果及びインタビューでの聴取内容を取締役会において共有し、審議いたしました。

・評価結果の概要

今回の実効性評価の結果、当社のコーポレートガバナンスは概ね実効性が確保されているとの結果となりました。アンケート及び社外取締役へのインタビューでは、重要テーマに関する社外取締役への情報提供を目的とするディスカッションの実施を評価する意見が出されました。一方で、現状の当社の規模・業容を踏まえた取締役会人数のあり方や、年齢面での取締役会の多様性に関する指摘が出されました。また、業務執行の適正性を確保するため、社外取締役として業務執行の議論にどこまで深く関与すべきかについて意見が出されました。これらの内容を取締役会で共有し審議しました。

・今後の対応

評価結果を踏まえ、課題の認識、改善策の検討など、今後も取締役会において議論を重ね、取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社では、役員がその役割・責務を果たす上で必要となる知識等の習得のため、新任役員及び将来の幹部候補に対する研修プログラムを実施しており、今後、対象を拡大するとともに、更なる高度化を図ってまいります。また、個々の役員に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋に努め、各役員による自己研鑽を奨励し、必要となる費用について支援することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つよう努めております。こうした対話を通じ、当社経営方針に対し、株主からの理解が得られるよう努力するとともに、経営分析や意見を吸収・反映し、当社グループの持続的な成長と、中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

() 株主との対話全般において、当社のIR/SR活動はCFOコーポレートデザイン本部長が統括を行い、建設的な対話の実現できるよう組織・業務体制を整備しており、必要に応じて代表取締役社長 CEOが出席することとしております。

() 当社のIR/SR活動は、コーポレートデザイン本部下の経営企画IR部門、経営企画法務部門及び財務部門が協働して対応する体制としております。

() 当社では、年4回の決算に関するIR活動の他、定時株主総会に向けたSR活動等も積極的に行っています。年2回の決算説明会の実施、証券会社が主催するカンファランス、スモールミーティングへの出席のほか、自社主催の投資家面談では欧米・アジアを年に複数回訪問するなど、国内外の多様な株主・投資家の皆様との対話機会を設定しております。

() 当社は、株主・投資家の皆様との対話において把握されたご意見や当社に関する期待・懸念を経営企画IR部門においてとりまとめ、その重要性や性質に応じ、これを定期的に経営陣幹部に報告することとしております。

() 当社は、株主・投資家の皆様の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示に努めることを基本的な考え方としております。この考え方に

基づき、当社に関する重要情報については、適時かつ公平にこれを開示することとし、一部の株主・投資家の皆様に対してのみこれを提供することがないよう、情報管理の徹底に努めております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2025年7月4日

該当項目に関する説明 [更新](#)

当社では、2024年中期経営計画(24中計)を策定し、推進しております。本計画は2024年度を震災影響の立て直し期間と位置づけた4ヶ年の計画としており、サンケンコアの収益性改善を通じた企業価値向上を最重要ととらえ、サンケンコアのKPIとして、「売上高1,000億円以上」「営業利益率10%」を設定しております。2024年度においては、震災により毀損した資本回復を図るため、米国子会社であったアレグロマイクロシステムズインクの保有株式の一部を売却した結果、2024年度末の自己資本比率は56.9%、D/Eレシオは0.4に回復し、BPS 6,371.74円、PBR 1.05倍となりました。また、ファブライツ戦略の一環として、米国子会社であったボーラーセミコンダクターエルエルシーによる、米国投資会社に対する第三者割当増資を通じて、米国資本の間接出資会社へと移行させたほか、有利子負債300億円の削減、株主還元として自己株式取得300億円も実行に移しました。さらに、社外協業の推進を一步進め、GaNデバイスの技術を保有する企業買収も実施に至りました。24中計の遂行にあたっては、サンケンコアの収益性改善に加えて、資本コスト及び資本効率の向上も図るべく、自己資本比率50%以上、D/Eレシオ0.9以下のモニタリングとともに、WACCを上回るROICの実現に向けた財務戦略を推進してまいります。なお、当社は、取締役の報酬制度において、取締役への長期インセンティブとして株式報酬制度を導入しております。報酬委員会での審議を通じ、業績連動指標(KPI)は、資本コスト及び株価を意識した設計となるよう、「連結ROE」及び「相対TSR」(電気機器TOPIXとの相対評価)等を設定しております。詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております第108期有価証券報告書 第4【提出会社の状況】、4【コーポレート・ガバナンスの状況等】、(4)【役員の報酬等】をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	2,406,909	10.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,025,400	8.72
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	1,000,000	4.30
エムエルアイ フォー セグリゲートイット ピービー クライアント	1,000,000	4.30
イーシーエム エムエフ	972,357	4.18
株式会社埼玉りそな銀行	934,392	4.02
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMS PRE CLIENT ASSETS - SEGR ACCT	930,800	4.01
サンテラ(ケイマン)リミテッド アズ トラストィ オブ イーシーエム マスター ファンド	905,900	3.90
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティーピービー	890,155	3.83
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2S / JASDEC SECURITIES / UCITS ASSETS	778,300	3.35

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

- ・上記は、2025年3月末日現在の状況を記載しています。
- ・当社は自己株式1,886,896株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
- ・持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- ・2025年3月期において、次の大量保有者から大量保有報告書(変更報告書)が提出されていますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 1. 株式会社りそな銀行他2社
 2. エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー

森谷 由美子	他の会社の出身者																			
生越 由美	学者																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 秀樹			<p>平野氏は、当社の取引銀行の役員に就任していましたが、2010年に退任しており、同氏と同行との間に特別な利害関係は存在しておりません。また、当社は、複数の金融機関から借入を行っており、2025年3月期末時点における当該銀行からの借入額は、借入金残高の2%程度であり、当社が当該銀行に大きく依存している状況にはありません。これらの状況を踏まえ、平野氏が当社経営陣から著しいコントロールを受けることは無く、また同氏が当社経営陣に対し著しいコントロールを及ぼすことも無いと考えております。</p> <p>上記により当社では、平野氏の独立性は確保されており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いと考えております。</p>	<p>平野氏は、過去の銀行勤務の経験から、財務・会計に関する高い知見を有しており、執行役員としての経歴も有しておりますので、経営者の目線から業務執行の監督機能強化に寄与頂けるものと考えております。平野氏は、2019年より当社の社外監査役に就任しており、当社ビジネスに関する理解を有しております。また、平野氏は、現在「指名委員会」及び「報酬委員会」の委員長に就任しており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保に貢献頂いております。更には、取締役会以外の場で定期的開催され、重要テーマについての審議を行う役員ディスカッションでの議論を通じ、グループ成長戦略推進における妥当性と適切性の確保においても貢献頂いております。</p> <p>上記により、平野氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けること、更には、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保に貢献頂けることが期待できます。</p>
菅原 万里子				<p>菅原氏は、これまで企業法務や多種多様な業種でのM&Aに携わったほか、自身の研究課題である税法分野における税務訴訟に携わるなど、法律専門家として豊富な知識と経験を有しております。このことから、法務リスクやコンプライアンスの領域において、幅広く有益な助言・提言を頂けるものと考えており、菅原氏には、独立した立場から、弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂くことが期待でき、当社取締役会の監督機能強化にも貢献頂けるものと考えております。また、女性社外取締役として、ダイバーシティの観点で、当社サステナビリティ委員会に対し、第三者目線からの有益な助言・提言を頂いております。</p> <p>上記により、菅原氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けることが期待できます。</p>

<p>瀬木 達明</p>			<p>瀬木氏は、セイコーエプソン株式会社の取締役として、グローバルに事業を展開する同社の経営において重要事項を決定するとともに、業務執行の監督機能を適切に果たしてまいりました。また、財務会計及び事業管理に関する豊富な業務経験と実績を有しており、同社の経営戦略・管理本部長として、長期的な企業成長戦略と中期経営計画の策定を一体的に進める他、ガバナンス・コンプライアンスの仕組構築など、経営管理体系の整備を高い視点で主導した経験を有しております。更に、サステナビリティ推進室長として、同社のサステナビリティ経営に貢献してまいりました。</p> <p>上記により、瀬木氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けることが期待できます。</p>
<p>柳澤 修</p>			<p>柳澤氏は、ゼネラルエレクトリック入社後、米国本社での社内監査業務や、関係会社の財務・監査領域において重要な職責を担い、また、インテル株式会社入社後は、同社の最高財務責任者を務めてまいりました。後に、スタートアップ支援、新規事業の立上げや経営コンサルティングサービス等を提供する企業を創業して経営責任者を務め、また、複数のスタートアップ企業の経営責任者として、ITを活用したP2Pレンディングサービスや、大学発の医療機器ベンチャービジネスなど、新領域での事業化に取り組み、多様な分野における経営者としての知見・経験を有しております。上記により、柳澤氏は、当社グループが中長期的な成長戦略を進めて行く中で、業務執行全般における適切性の確保と監督機能の強化といった職責を適切に果たして頂けることが期待できます。</p>
<p>森谷 由美子</p>		<p>森谷氏は、当社の取引銀行の役員に就任していましたが、2011年に退任しており、同氏と同行との間に特別な利害関係は存在しておりません。また、当社は、複数の金融機関から借入を行っており、2025年3月期末時点における当該銀行からの借入額は、借入金残高の2%程度であり、当社が当該銀行に大きく依存している状況にはありません。これらの状況を踏まえ、森谷氏が当社経営陣から著しいコントロールを受けることは無く、また同氏が当社経営陣に対し著しいコントロールを及ぼすことも無いと考えております。上記により当社では、森谷氏の独立性は確保されており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いと考えております。</p>	<p>森谷氏は、長年にわたる銀行での勤務経験から、財務・会計に関する高い知見、管理領域及び営業現場に関する経験・知見を有し、同行での常勤監査役としての経験も有しております。また、システム関連の上場企業における社外取締役としての経験もあり、経営に関する豊富な知見を有しております。こうした経験は、客観的な視点で、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性の確保において、また、監査等委員会での監査の実効性確保において寄与することが期待できます。更に、女性社外取締役として、当社における女性活躍等のダイバーシティの観点で、特に当社サステナビリティ委員会に対する第三者目線からの有益な助言・提言を頂いております。こうしたことから、森谷氏は、監査等委員である社外取締役としての職責を適切に果たして頂けることが期待できます。</p>

生越 由美				<p>生越氏は、東京理科大学専門職大学院において、技術経営専攻の専任教員として、技術・文化を活用した企業ビジネスの優位性を経営目線で構築できる人材を育成してまいりました。ここから得られた知見は、当社の技術経営の観点で、客観的な視点で有益な助言・提言を頂けるものと考えております。また、企業の成長において特許は非常に重要な要素であります。生越氏は知的財産分野において長年の経験と知見を有するとともに、内閣機関である知的戦略本部に設置されたコンテンツ・日本ブランド専門調査会委員を務められるなど、大学教授以外に各方面で活躍されております。こうした長年の学術的活動を通して得られた知見は、当社の知財戦略に対して客観的な観点から有益な助言・提言を頂けるものと考えており、取締役会における意思決定の妥当性及び適正性の確保において、また、監査等委員会での監査の実効性確保において寄与することが期待できます。更に、女性社外取締役として、当社におけるダイバーシティの観点で、当社サステナビリティ委員会に対し、第三者目線からの有益な助言・提言を頂いております。こうしたことから、生越氏は、監査等委員である社外取締役としての職責を適切に果たして頂けることが期待できます。</p>
-------	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

「内部統制システム等に関する事項」「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」「監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項」をご参照ください。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、代表取締役への定例報告会、取締役会への監査結果報告、各戦略市場責任者からの業務執行状況ヒアリングを実施するほか、会計監査人との間においても、監査計画、監査実施状況・結果の報告聴取、意見交換会等を実施し、取締役の職務の執行状況の監視・検証を行っています。

内部監査部門が行う内部監査の計画については、事前に監査等委員会の承認を得ることとしているほか、内部監査の結果については、代表取締役のみならず取締役会及び監査等委員会に対して定期的な報告を行うこととしており、デュアルレポーティングラインを構築しております。内部監査部門長は、報告および情報提供を目的に監査等委員会に出席し、また、代表取締役と監査等委員会の指揮命令に矛盾が生じた際には、監査等委員会を優先することとしており、内部監査の実効性確保を図っております。当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法監査を行う監査法人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しており、監査等委員会は当該会計監査人と定期的にミーティングを実施します。この中で、決算情報のほか、会計監査、リスク及び内部統制の状況等について情報を共有し、意見交換等を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	1	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、取締役の指名及び報酬の適切性、透明性向上のため、任意の取締役会の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、社外取締役過半数により構成されており、議長は社外取締役が務めております。同委員会では、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、代表取締役社長CEOの後継者候補やその育成計画、取締役及び執行役員の選任等について審議の上、その結果を取締役に對して答申いたします。

各委員会の活動状況等につきましては、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[4-10-1 指名委員会・報酬委員会]をご参照下さい。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役(監査等委員を含む。)の全員を、独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[3-1(iii) 役員報酬の決定方針と手続について]をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] [3-1(iii) 役員報酬の決定方針と手続について]をご参照下さい。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会・監査等委員会事務局である法務部門が事務を補佐するとともに、適宜必要な情報を速やかに伝達しております。また、内部監査部門は監査等委員会からの求めに応じ調査を実施し、監査等委員会に報告しております。このほか、秘書部門がスケジュール調整等を行うなどのサポート体制を敷いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、2023年6月23日開催の第106回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行し、経営と執行の分離を進め、取締役会のモニタリングモデルへの移行とコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を目指すこととしております。

詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております第108期有価証券報告書 第4 [提出会社の状況]、4 [コーポレート・ガバナンスの状況等]をご参照下さい。

https://www.sanken-ele.co.jp/corp/tousika/houkoku_yuuka.htm

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方にに基づき、現在当社取締役会は、独立社外取締役が過半数となっており、これにより客観的かつ中立的な経営監視機能が確保されているものと考えております。今後につきましても、ステークホルダー並びにコーポレート・ガバナンスに係る社会的な要請等を総合的に勘案した上で、当社における適切な体制の検討を継続してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 **更新**

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	本年の定時株主総会は2025年6月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	個人株主及び機関投資家による議決権行使の利便性向上のため、PCでのインターネット行使に加え、ID・パスワード入力が必要なスマート行使、及び議決権電子行使プラットフォームを採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加するとともに、招集通知(日本語版・英語版)のPDFを書面発送前に公開しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(日本語版・英語版)を当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	参加型バーチャル株主総会を実施し、株主総会の模様をライブ配信しています。総会当日に配信した動画は、後日オンデマンド配信しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページに公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を年2回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適切な投資判断及び議決権行使に資するべく、有価証券報告書、株主総会招集通知、決算短信、適時開示書類、サンケンレポート(統合報告書)、決算説明会資料、ニュースリリース等を当社ホームページに掲載し、公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、コーポレートデザイン本部 経営企画室 IR部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、行動指針、経営ビジョン、コンダクトガイドライン、サンケングループCSR基本方針において規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境保全活動、CSR活動等については、当社サステナビリティウェブサイトをご参照ください。 https://www.sanken-ele.co.jp/corp/csr/index.htm
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	毎年「サンケンレポート(統合報告書)」を作成し、公表しています。なお、同レポートにおいてサステナビリティに関する非財務データ集を公表しています。
その他	当社サステナビリティウェブサイトにて、人権尊重とダイバーシティの取組みを公開しています。 https://www.sanken-ele.co.jp/corp/csr/index.htm

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムの基本方針は以下の通りであります。

(取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要な業務執行について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、適法性の確認を行う。「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を制定し実施するとともに、代表取締役によるコンプライアンス精神及びその重要性の役職員への徹底並びに継続的な教育研修の実施等を通じ、法令及び定款の遵守徹底を図る。

内部監査部門は、当社及びグループ各社の業務執行を監査し、また、リスク管理部門は、内部通報制度の運用を通じてコンプライアンス体制の実効性を確保する。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度(以下「J-SOX」といいます。)に適切に対応するため、内部監査部門にJ-SOX担当を置き、全社的な見直しと改善を継続的に行うことで、財務情報の信頼性を確保する。

反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

取締役会議事録等の重要な会議記録並びに決裁結果等の業務執行に関する記録は、法令及び社内規程の定めに基づき適切に保存及び管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

重要な投資あるいは新規事業等に伴うリスクについては、取締役会、経営会議その他の重要な会議において多面的な検討を行い、慎重に決定する。

リスク管理委員会は、経営全般に関わる各種リスクの収集・分析を行い、その内容を経営層に報告するとともに、対応策を提案し改善を図る。内部監査部門は、内部監査を通じて当社及びグループ各社における業務リスクの把握・分析を行い、内部監査の結果について、代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

取締役会において中期経営計画及び年次予算の策定を行い、業績の進捗に関する報告に基づき業務執行の状況を確認するほか、経営会議において月次の業績管理を行う。

経営会議は、取締役会に付議すべき議案及び代表取締役が執行にあたる会社業務のうち、基本的かつ重要な事項について審議を行うとともに、執行役員制度の活用により迅速かつ機動的な業務執行を行う。

「組織・権限基本規程」、「業務分掌規程」等を整備し、各部門の責任と権限を明確化するとともに、組織間の適切な役割分担と連携に努めることで、効率的な意思決定・業務執行を行う。

(当社及びグループ各社における業務の適正を確保するための体制)

当社は必要に応じ、グループ各社に当社の役職員を取締役として派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営の推進に当たる。

「関係会社管理規程」、「マネジメントガイドライン」により、当社及びグループ各社間における職務範囲、権限と責任、当社に報告すべき事項等を明確にする。

グループ各社ごとに当社の担当組織を定め、密接な情報交換のもと、各社の経営指導及び業績管理を行う。

(監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項)

監査等委員会事務局等の事務については法務部門のスタッフがこれを補助する。

監査等委員会から求めがあった場合、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する専任スタッフの設置並びにその人事を決定する。

当該専任スタッフは、監査等委員会の指示に従うこととし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保する。

(監査等委員会への報告に関する体制)

常勤監査等委員は、経営会議に出席するほか主要な文書を開覧・受領することで、当社及びグループ各社の業務に関する情報を取得し、その内容を監査等委員会に報告する。

代表取締役その他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ監査等委員会と定期的に会合をもち、当社及びグループ各社の経営状況あるいは監査結果を報告する。

役職員は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合、監査等委員会にその内容を報告する。

内部監査部門は、内部監査の結果を監査等委員会に報告し、リスク管理部門は、内部通報制度の運用状況と通報内容を監査等委員会に報告する。

内部通報制度に係る規程を整備し、通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

(監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。))について生ずる費用または債務の処理に係る方針)

監査等委員がその職務を執行する上で生じる費用または債務について、監査等委員から前払いまたは償還等の請求があったときは、当該費用または債務が必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

監査等委員会は監査等の基準、計画及び方針を定め、各監査等委員は自己の専門性、経験を踏まえたくうで適切に監査を行い、効率的で実効性の高い監査体制を構築する。

内部監査部門は、監査計画について代表取締役及び監査等委員会の承認を得るとともに、監査結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、内部監査部門は、内部監査の状況を監査等委員会に報告する。

内部監査部門は、内部監査に関して監査等委員会から指示あるときはこれに従うこととし、監査等委員会と代表取締役の指示に齟齬がある場合は、監査等委員会の指示を優先するものとする。

整備状況につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載の事業報告をご参照下さい。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶することとしております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びその実現に向けた取り組みは以下の通りであります。

(1)当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様ご意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスやパッケージングプロセスなどの半導体デバイスの製造技術、また、回路設計やモジュール化技術を駆使した製品開発など、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらへの理解が無い場合、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできず、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる可能性があります。

また、大規模な買付行為の中には、高値で株式を会社関係者に引き取らせる行為など、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合もあります。この様な場合、当社は当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様にご判断頂くため、大規模買付行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、適切な情報開示や株主の皆様が検討に必要とする時間確保にも努め、また、金融商品取引法、会社法その

他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講ずるべきと考えております(以下「基本方針」といいます。)

(2)基本方針実現のための企業価値向上に向けた取組み

当社では、経営理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境調和への着実な対応を通じて、企業価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。更に、中長期的な会社の経営戦略として中期経営計画を策定しており、その実現に向けグループを挙げて取組んでおります。

また、当社では、独立系パワー半導体メーカーというポジションと、それを最大限活用する経営方針・経営計画へのご理解を深めて頂くため、各ステークホルダーとの対話を緊密化させ、企業価値への適正な評価が得られるように努めております。

コーポレートガバナンス体制の強化としては、監査等委員会設置会社への移行と独立社外取締役の過半数選任により、モニタリングボードとしての取締役会の機能を強化するとともに、CxO体制の導入により業務執行における責任区分と役割を明確化し、また、執行役員制度による機動的な業務執行の実現を通してマネジメント機能の強化を推進しております。

当社取締役会は、これら取組みが当社の中長期的な企業価値を向上させるとともに、当社株主共同の利益を著しく損なう様な大規模買付行為の可能性を低減させるものと考えております。従いまして、これら取組みは基本方針に沿ったものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の、会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。

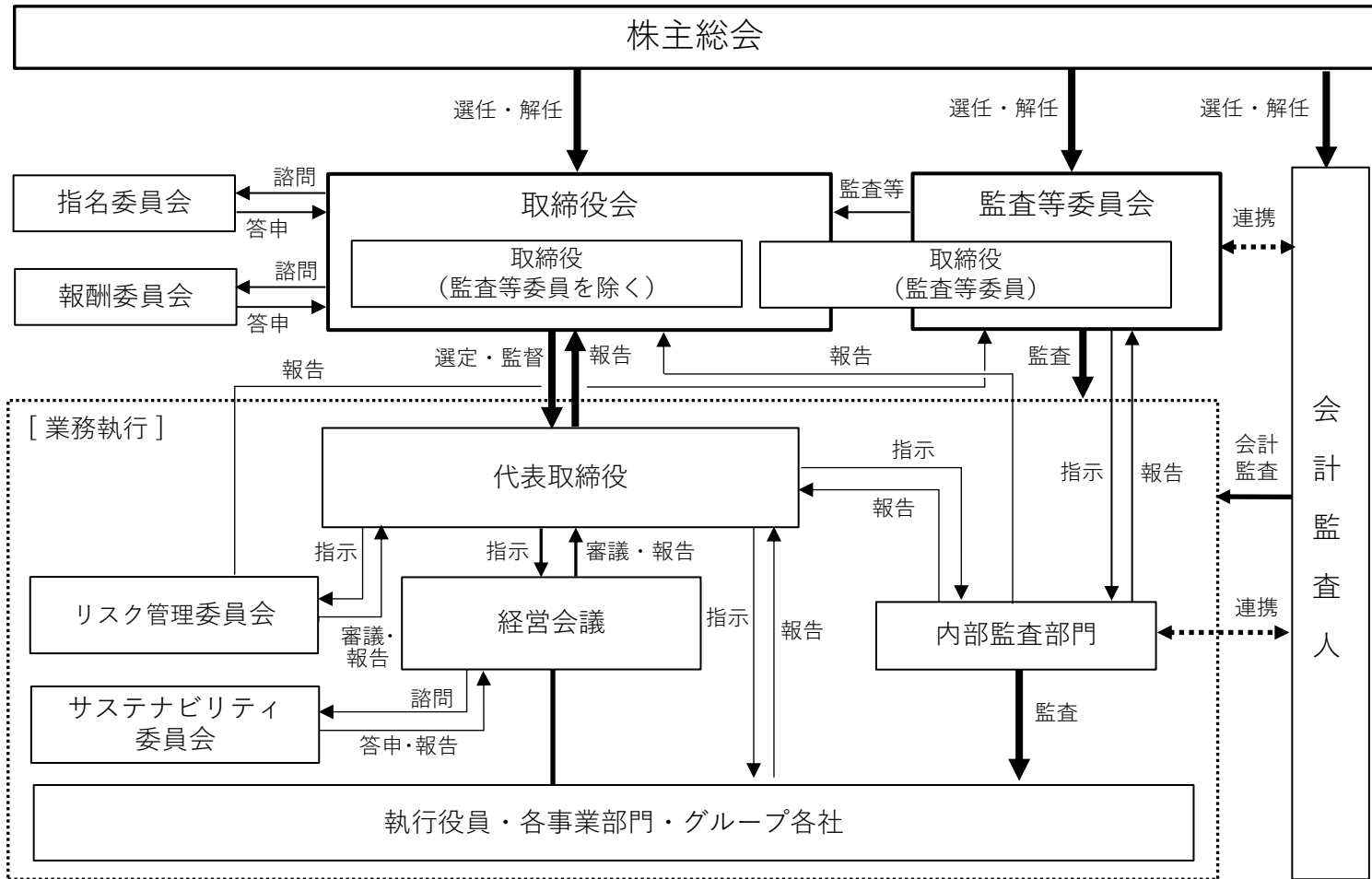
(1)会社情報の適時開示に係る社内体制

当社ならびに当社グループの経営における重要事項の決定あるいは重要な会社情報の報告は、取締役会および経営会議において実施されております。これらの機関に付議される情報(以下「経営情報」といいます)は、情報取扱責任者であるコーポレートデザイン本部長の指示により、法務部門において適時開示の要否判定を実施しております。法務部門では、経営情報に関する各部門からの事前の報告・相談、取締役会付議議案の確認、その他の情報収集を行ったうえ、法令・規則に基づく適時開示が必要な場合は、決定事実・決算情報については当該決議機関の承認後に、発生事実については当該事実の発生後に、速やかにTDnetにより開示する体制を構築しております。報道機関、投資家等のステークホルダーへの対応並びに当社ウェブサイトでの情報公開につきましては、IR部門が担当しております。

(2)適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社グループでは、内部統制の強化を図るべく、内部監査室を設置し、倫理法令遵守の指針として「コンダクトガイドライン」を制定し、この中で適切な企業情報の開示について規定しております。また、社内不正・違反行為の事実および発生の可能性を感知した従業員が第三者機関を通じて内部通報できる「内部通報制度(ヘルプライン制度)」を運用しております。社内情報管理の観点では、「情報管理規程」及び「インサイダー取引管理規程」において内部情報の管理について定めるとともに、情報管理に係るガイドラインを定め、情報管理体制の強化を図っております。

<参考> コーポレート・ガバナンス体制図



<参考> 適時開示に係る社内体制図

